

協定区域	垂水区舞多聞東2丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2007年2月16日
	面積	16,184.81 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2017年7月3日
用途地域	・第1種低層住居専用地域 ・第1種住居地域		有効期間	2017年7月3日～2027年7月2日(10年)

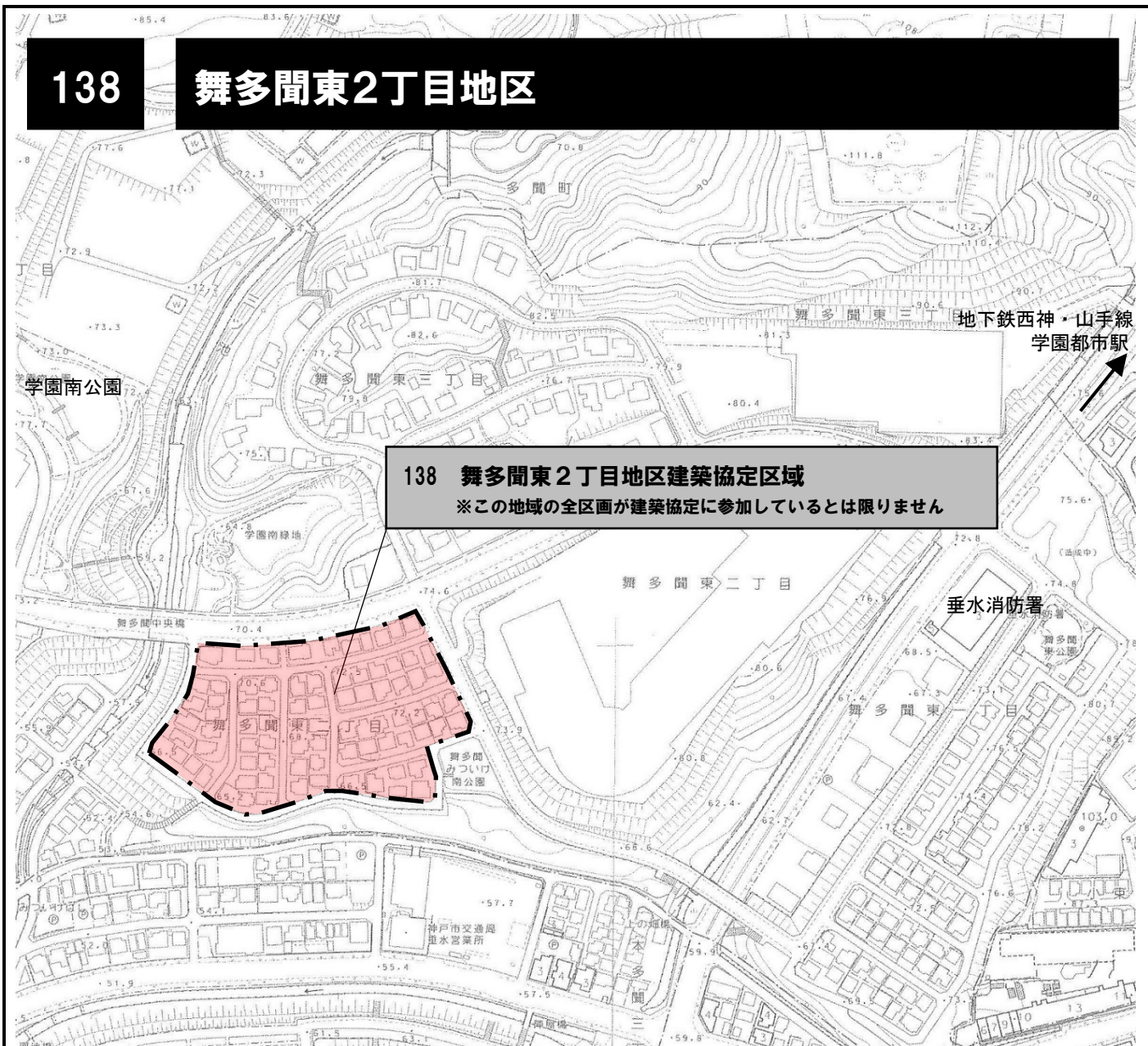
協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の広さは、130平方メートル以上390平方メートル未満とする。また地盤面の高さは、原則、変更してはならない。
- (2) 隣地境界線から建築物の壁面（建築物の外壁仕上面）又はこれに代わる柱の表面までの距離は、その敷地の広さに応じて下記に定める数値以上とする。（ただし、別図2に示すゾーンは除く。）
- ・210平方メートル以上の敷地では90センチメートル
 - ・150以上210平方メートル未満の敷地では75センチメートル
 - ・150平方メートル未満の敷地では50センチメートル
- 但し、次に掲げるものについては除外する。
- ア. 壁面又はこれにかわる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である場合。
- イ. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ床面積の合計が5平方メートル以内である場合。
- ウ. 屋根付きカーポートおよびこれに類する構造を有し、屋根の高さが2.1メートル以上で、原則、柱間隔が2メートル以上で外壁が無い場合。
- (3) 長屋および共同住宅はこれを認めない。ただし2世帯住宅は除く。
- (4) 別図2に定めるゾーン（両端の敷地を除く）に店舗や事務所を構える場合、来客は学園南線に面する側からアクセスするものとする。
- (5) 敷地境界部分は可能な限りオープンとするが、防犯面・安全面等から仕切りを設置する場合は生垣又は透視可能なフェンスとすること。
- (6) 建築物の敷地内に、広告又は営業用の看板、掲示板その他これらに類するもの（以下、「看板等」という。）で、次のいずれかに該当するものは、設置してはならない。
- ア. ネオンに類するもの
 - イ. のぼり・垂れ幕に類するもの
 - ウ. 高さが2.0メートルを超えるもの（ただし、建築物と一体として設置されるものは除く。）
 - エ. 表示面積（同一敷地内に2以上ある場合は、その合計）が2.0平方メートル（ただし、別図2に示すゾーンにおいては4.0平方メートル）を超えるもの
 - オ. 周辺環境との調和を乱すもの
- (7) 立体式駐車場は設置してはならない。
- (8) 本協定締結後新たに設置される、屋根付きカーポートや物置、およびこれらに類する用途・構造の建築物は、舞多聞東2丁目地区建築協定運営委員会（以下、「運営委員会」という。）により周辺環境との調和が図られていることが確認されたものであること。
- (9) 屋外に設置される設備機器は、道路などから見えにくくしなければならない。また本協定締結後新たに設置される、敷地境界線からの見附面積が2平方メートル以上の設備機器は、運営委員会により周辺環境との調和が図られていることが確認されたものであること。
- (10) 屋外に自動販売機を設置してはならない。（ただし、別図2に示すゾーンは除く。）

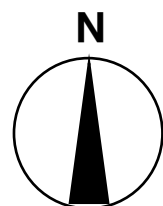
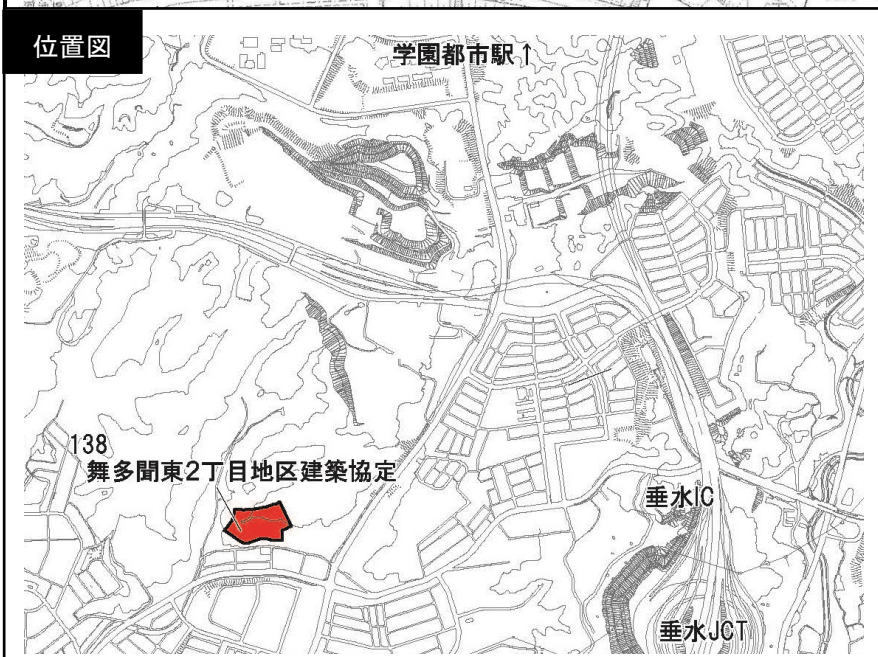
※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせ下さい。

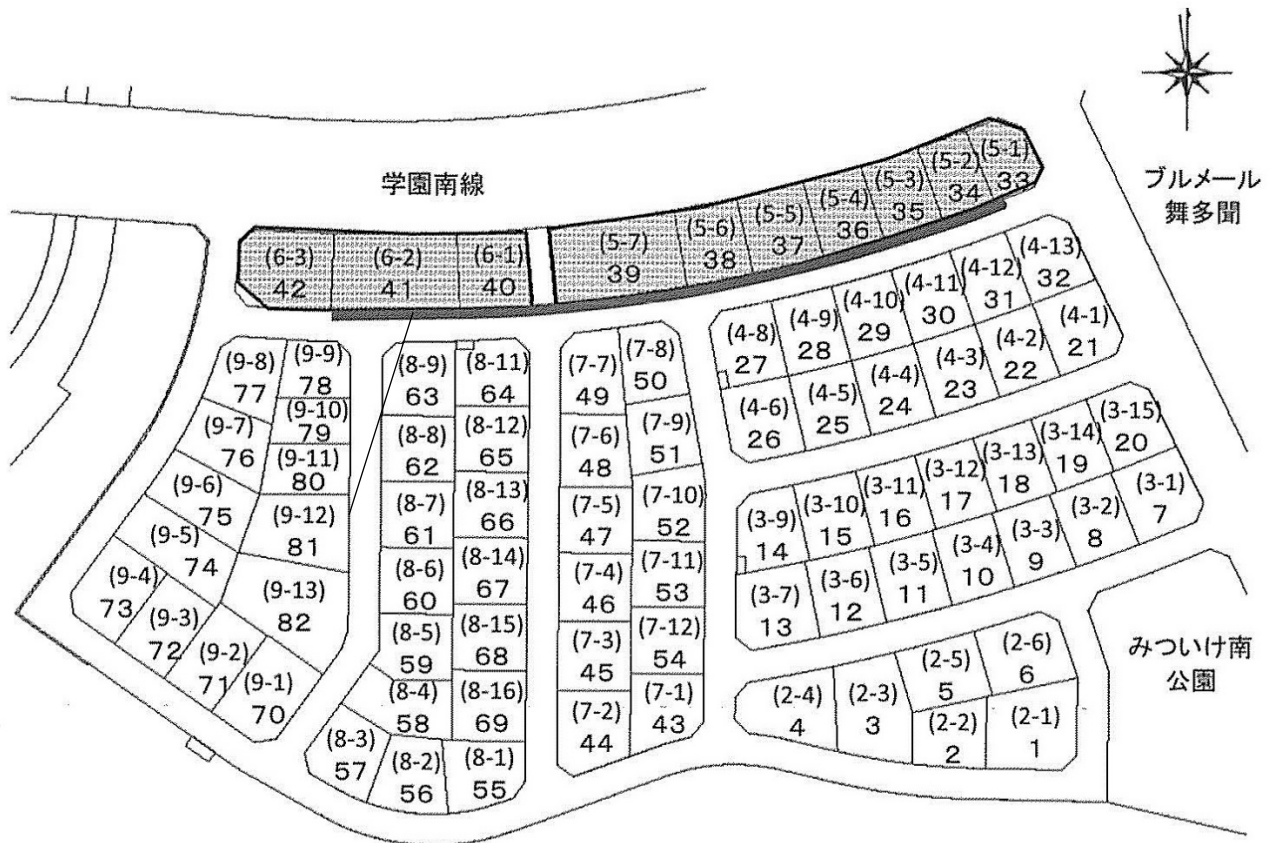


位置図



(別図2)

- 隣地からの壁面後退距離が規定されない区域 (第7条(2))
- 店舗・事務所等の来客用出入り口が設置できない区域 (第7条(4))
- 看板表示面積緩和及び屋外自動販売機設置可能な区域 (第7条(6)エ、(10))



凡 例	
[Dotted shading]	隣地からの壁面後退距離が規定されない箇所
[Horizontal line shading]	看板表示面積の緩和がある箇所
[Vertical line shading]	自動販売機の設置が可能な箇所
[Diagonal line shading]	来客者用出入り口が設置できない箇所